吹田市立第二中学校 部活動に係る活動方針

平成31(2019)年4月1日 施行

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」、文化庁が 策定した「文化部活動の在り方に関する総合的ガイドライン(平成30年12月)」に則り、「大阪府運動部活動の在り方 に関する方針(平成30年9月)」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針(平成30年12 月)」に則り策定する。

Ⅰ 部活動の目的

学校教育の一環として行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2 運営について

- (1)年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、情報提供に努め、保護者・生徒・ 教職員がお互いに理解し協力できるように運営を行う。
- (2) 顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- 3 休養日及び活動時間の設定について
- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。) は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (4) I 日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。
- (6) 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担とならないよう工夫する。

4 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して行わない。 また、その他、言動等による指導において、生徒の自発性を損なわないよう考慮して指導に当たる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5 その他

- (1)事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2)無理のない運営と安全な活動メニューを心掛け、生徒が自主的に活動できるようにすることを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、校長のへの届け出を必要とする。